

平成27年8月から介護保険

限度額認定書 の適用要件が変わります。

※ 負担限度額認定とは、所得が低い人が介護施設やショートステイを利用した際の食費と居住費を軽減するサービス（特定入所者介護サービス費）です。

○ 変更内容（制度改正の内容）

介護保険施設等を利用した場合に保険給付される特定入所者介護サービス費について、対象者の認定（限度額認定）に預貯金等と配偶者の所得を勘案することとなりました。

また、8月から特別養護老人ホームの多床室の基準費用額が1日当たり370円から840円に改定されることとなりました。（第1段階の方の負担限度額については0円に据え置き）

○ 認定要件

【平成27年7月末日まで】

- ① 所得要件
 - ・世帯全員が住民税非課税であること。



介護保険は社会全体で支える制度です。

【平成27年8月から】

- ① 所得要件
 - ・世帯全員が住民税非課税であること。
（別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も住民税非課税であること。）

- ② 資産要件
 - ・預貯金額等が 単身の場合、1,000万円以下であること。
 - ・夫婦の場合（世帯が別の場合も含む）、2,000万円以下であること。

※ 預貯金等の範囲は以下のとおりです。

- ・預貯金（普通・定期）
- ・有価証券（株式・国債・地方債・社債など）
- ・金や銀など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属
- ・投資信託
- ・タンス預金
- ・負債（借入金・住宅ローンなど）

なお、負債については、資産の合計額から控除する取り扱いとなります。

◆ 限度額認定申請に必要なもの（以下のものがないと受理できません。ご注意ください。）

- ・被保険者証
- ・認印
- ・同意書
- ・保有する預貯金等の通帳の名義人記載箇所の写し及び直近の入出金ページの写し

不正行為への加算金

虚偽の申請等により、特定入所者介護サービス費を不正受給した場合、給付した額の返還に加えて給付額の最大2倍の加算金（給付額を含めて3倍）が課される場合があります。

適切な制度運用となるようご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先：大淀町役場ほけん課介護保険係 ☎ 0747-52-5501（代表）